仕　様　書

1	品　　名	サーモガードシステム
2	製品型式番号等及び数量	・温度調節された生理食塩水が循環するバルーンを備えた中心静脈カテーテルを介し、血管内で血液との熱交換を行うことにより体温を調節できること ・設定した速度（0.1～0.65℃/h）で目標体温に到達し、目標体温を維持できること ・目標体温を超えた時のみ、冷却できること ・日本語表示のカラーディスプレイを装備していること ・体温変化、作動状態の変化を一目で確認できるトレンドグラフが表示できること ・パソコンを接続し、体温の作動状態のデータ管理ができること 【参考銘柄】 旭化成ゾールメディカル㈱製 サーモガードシステム　１式 【内訳】 サーモガードシステム　1 体温出力モニターインターフェイス　1 上記製品は参考であり、同等品を可とする。
3	納入期限	平成２６年１２月２６日（金）
4	納入場所	大阪市都島区都島本通２丁目１３番２２号 総合医療センター
5	保証期間	検査合格日より１年間
6	特記事項	(1)本製品の搬入・据付にあたっては、当センターの業務に支障をきたさないよう当センターの指示どおり実施し、正常作動するよう点検・調整を行うこと。 (2)納品に伴う搬送・据付・試運転等、その他すべての費用は契約金額に含むこと。 (3)本製品に関する事故・安全情報等は、ただちに報告すること。また、改良等がなされた場合も同様とする。 (4)グリーン配送の規定を遵守すること。 (5)納品時に取扱説明書が存在する場合納品部署に提出すること。またシリアルナンバー等、個体の限定が可能な情報は納品書等に記載し報告すること。 (6)納品時に保証書を提出すること。

(7)機器の使用方法等に関しては常時説明できること。

(8)応札に当たっては本仕様書を十分検討し、疑義ある場合（同等品の可否を含む）は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上応札するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後における仕様書の疑義は、当センターの解釈によるものとする。

7　事 業 担 当 課

〒５３４-００２１
大阪市都島区都島本通２丁目１３番２２号
地方独立行政法人大阪市民病院機構
総合医療センター企画部企画課（会計）
ＴＥＬ　０６－６９２９－３６９３

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1　暴力団等の排除について

(1)　受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。

(2)　受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。

また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。

(3)　受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。

また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。

(4)　受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。

(5)　受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。

(6)　発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2　誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例に基づく特記仕様書

（条例の遵守）

第１条　受注者及び受注者の役職員は、受注業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成１８年大阪市条例第１６号）（以下「条例」という。）第５条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第２条　受注者は、受注業務について、次の各号に定める場合、速やかに、その内容を発注者（総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

（１）　条例第２条第１項に規定する公益通報を受けたとき

（２）　発注者の職員から、違法または不適正な要求を受けたとき

２　受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第１２条第１項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（総合医療センター総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第３条　受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第４条　受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第５条　発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

○総合医療センター総務部総務課の連絡先：06-6929-3569